

平成22年3月

# 改正土壌汚染対策法について

新潟県県民生活・環境部 環境対策課

1

## 本日の説明内容

- I 改正土壌汚染対策法のポイント
- II 現行の土壌汚染対策法と改正の背景
- III 主な改正点
- IV 県生活環境の保全等に関する条例について

2

## 本日の説明内容

### I 改正土壤汚染対策法のポイント

### II 現行の土壤汚染対策法と改正の背景

### III 主な改正点

### IV 県生活環境の保全等に関する条例について

3

## I 改正土壤汚染対策法のポイント

### 目的

- ・土壤汚染情報を把握し共有すること
- ・汚染土壤の掘削除去による移動を規制し、法の下で管理すること

### 現状の問題

(1) 自主調査による汚染発見の増加



### 改正点

土壤の汚染を把握するための制度を拡充

(2) 汚染土壤の掘削除去の偏重



規制対象区域の分類により講ずべき措置内容を明確化

(3) 汚染土壤の不適切な処理



搬出土壤の適正処理の確保

4

## (改正点1) 3,000㎡以上の土地形質変更時の届出

現行法(調査契機)

有害物質使用特定施設の使用の  
廃止時(法第3条)

土壤汚染により健康被害が生ず  
るおそれがあると県知事等が認  
めるとき(法第4条)

改正法(調査契機)

有害物質使用特定施設の使用の  
廃止時(法第3条)

**3,000㎡以上の土地の形質変更  
の届出の際、土壤汚染のおそれ  
があると県知事等が認めるとき  
(法第4条)**

土壤汚染により健康被害が生ず  
るおそれがあると県知事等が認  
めるとき(法第5条)

追加

- ・3,000㎡以上の土地の形質変更時における届出を義務づけ
- ・当該土地に土壤汚染のおそれがある場合は調査を命令

5

## (改正点2) 指定区域の分類化

現行

改正後

指定区域

**要措置区域**

・その汚染により、健康被害  
が生じるおそれが**ある**場合

○汚染の除去等対策  
が必要な区域  
→ 県知事等が対  
策を指示

**形質変更時要届出区域**

・その汚染により、健康被害  
が生じるおそれが**ない**場合

○土地の形質変更時  
に県知事等へ届出  
が必要な区域

6

### (改正点3) 汚染土壌の搬出時における規制

- ・運搬の基準に従い搬出
- ・搬出土壌は、汚染土壌処理業者へ処理を委託

汚染土壌搬出時の届出

だれが	要措置区域内の土壌を、当該区域外へ搬出しようとする者
いつ	搬出に着手する14日前まで
何を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県知事等に、汚染状態、運搬方法、搬出先の汚染土壌処理施設等を記載し届出</li> <li>・要措置区域等の図面、汚染土壌処理業の許可証の写し等を添付</li> </ul>

計画が運搬基準等に違反している場合、計画変更命令が発出

基準に従い土壌を搬出

○運搬基準

- ① 特定有害物質の飛散等の防止措置
- ② 汚染土壌を運搬している旨の表示
- ③ 混載等の禁止
- ④ 積替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定
- ⑤ 管理票に関する規定する等

不適切な運搬、汚染土壌処理業者に処理を委託しなかった場合、措置命令が発出

7

### (改正点4) 調査義務の拡大 (法第3条調査義務特例の削除)

改正前

工場又は事業場の敷地であった土地の面積が300㎡以下かつ、周辺の地下水で飲用の利用がない場合  
(施行規則附則第2条)  
→ 土壌ガス調査及び土壌溶出量調査の実施は不要

(現行)  
小規模なクリーニング店等は調査不要

法改正後、本規定は削除

改正後

法改正後、土壌調査を実施しなければならない。

(改正後)  
小規模なクリーニング店等も調査が必要

8

## 本日の説明内容

- I 改正土壤汚染対策法のポイント
- II 現行の土壤汚染対策法と改正の背景
- III 主な改正点
- IV 県生活環境の保全等に関する条例について

9

## II 現行の土壤汚染対策法と改正の背景

- II-1 改正土壤汚染対策法施行までの経緯
- II-2 現行法の制度
- II-3 改正の背景

10

## Ⅱ-1 改正土壤汚染対策法施行までの経緯

(現行法)

平成14年5月29日 土壤汚染対策法 公布

平成15年2月15日 土壤汚染対策法 施行

(改正法)

平成21年4月24日 改正土壤汚染対策法 公布

平成21年10月15日 土壤汚染対策法改正政令 公布

平成21年10月22日 改正環境省令一部 公布

・汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令

平成22年2月26日 改正環境省令 公布

・土壤汚染対策法改正施行規則

・汚染土壌処理業の許可の申請の手続き等に関する改正省令

・土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する改正省令

平成22年4月1日 改正土壤汚染対策法 施行

11

## Ⅱ-2 現行法の制度①

### 調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)  
※法施行日(H15.2.15)前に当該施設が廃止された場合、  
調査義務は生じない
- 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県知事  
等が認めるとき(法第4条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)

### 調査・報告

指定調査機関が調査

【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

### 区域の指定

県知事等が当該地を「指定区域」として指定、公示(法第5条)  
指定区域台帳に記載して公衆に閲覧(法第6条)

12

## Ⅱ-2 現行法の制度②



### 指定区域の管理

#### ①土地の形質変更の制限(法第9条)

- ・指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、県知事等へ届出
- ・適切でない場合、県知事等が計画の変更を命令

#### ②汚染の除去等の措置(法第7条)

土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、県知事等が土地の所有者等又は汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令

【汚染の除去が行われた場合】

指定区域の指定を解除(法第5条)

13

## Ⅱ-2 現行法の制度③(用語の定義)

### ○有害物質使用特定施設の使用の廃止時

→ 特定施設の使用をやめる時点又は特定施設は使用し続けるものの、有害物質の使用をやめる時点

→ 届出(水質汚濁防止法、下水道法)

### ○指定調査機関

→ 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を行う機関  
環境大臣が指定

### ○県知事等

→ 新潟県知事、新潟市長、長岡市長、上越市長

※新潟市、長岡市、上越市の土壤汚染対策法に関する手続きは各市が所管。それ以外の市町村は県が所管。

14

## 土壌汚染対策法基礎知識①（指定基準）

※法改正後も同じ

### ○ 土壌の直接摂取による健康リスクの観点から

→ 土壌含有量基準（単位 mg/kg）

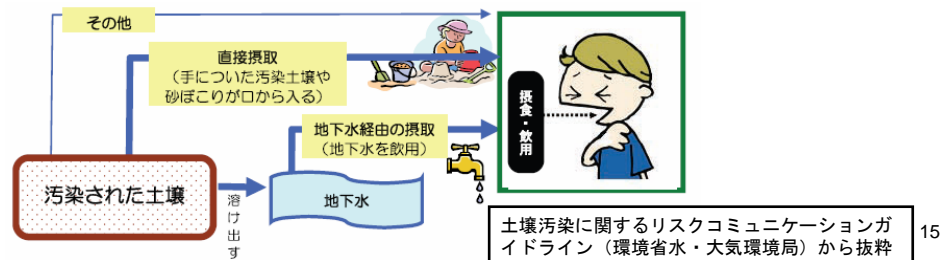
1日に土壌を0.2g摂取しても安全な濃度

### ○ 地下水の飲用による健康リスクの観点から

→ 土壌溶出量基準（単位 mg/L）

1日に地下水を2L摂取しても安全な濃度

#### ◆汚染物質の摂取経路



15

## 土壌汚染対策法基礎知識②（対象物質）

※法改正後も同じ

### ○ 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）

→ ベンゼン、トリクロロエチレン等全11物質

### ○ 第二種特定有害物質（重金属等）

→ 鉛、カドミウム等全9物質

### ○ 第三種特定有害物質（農薬等）

→ シマジン、チウラム等全5物質

16



**土壤汚染対策法基礎知識③**  
(第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物) )

特定有害物質の種類	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)
四塩化炭素	—	0.002
1,2-ジクロロエタン	—	0.004
1,1-ジクロロエチレン	—	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04
1,3-ジクロロプロペン	—	0.002
ジクロロメタン	—	0.02
テトラクロロエチレン	—	0.01
1,1,1-トリクロロエタン	—	1
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006
トリクロロエチレン	—	0.03
ベンゼン	—	0.01

※法改正後も同じ 17

**土壤汚染対策法基礎知識④**  
(第二種特定有害物質 (重金属等) )

特定有害物質の種類	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	150	0.01
六価クロム化合物	250	0.05
シアン化合物	50	検出されないこと
水銀及びその化合物	15	0.0005
(アルキル水銀)	—	検出されないこと
セレン及びその化合物	150	0.01
鉛及びその化合物	150	0.01
砒素及びその化合物	150	0.01
ふっ素及びその化合物	4000	0.8
ほう素及びその化合物	4000	1

※法改正後も同じ 18

## 土壤汚染対策法基礎知識⑤ (第三種特定有害物質 (農薬等) )

特定有害物質の種類	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)
シマジン	—	0.003
チウラム	—	0.006
チオベンカルブ	—	0.02
PCB	—	検出されないこと
有機りん化合物	—	検出されないこと

※法改正後も同じ

19

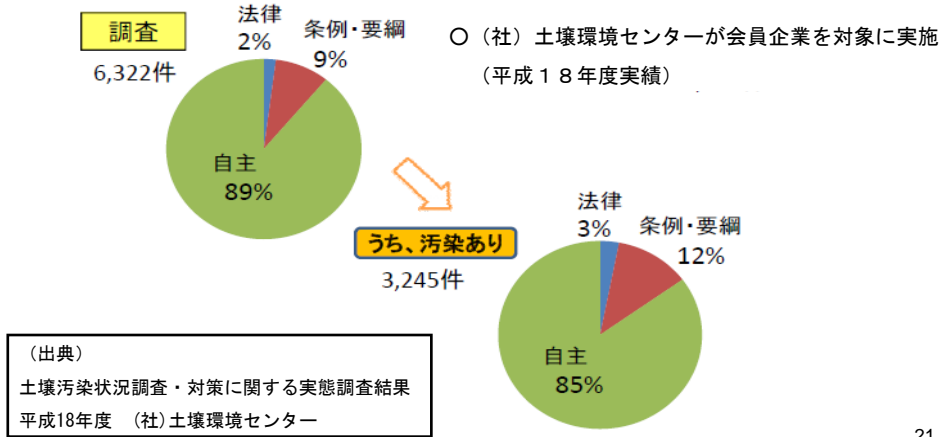
## II-3 改正の背景

- (1) 自主調査による汚染発見の増加
- (2) 汚染土壌の掘削除去の偏重
- (3) 汚染土壌の不適切な処理

20

## (1) 自主調査による汚染発見の増加

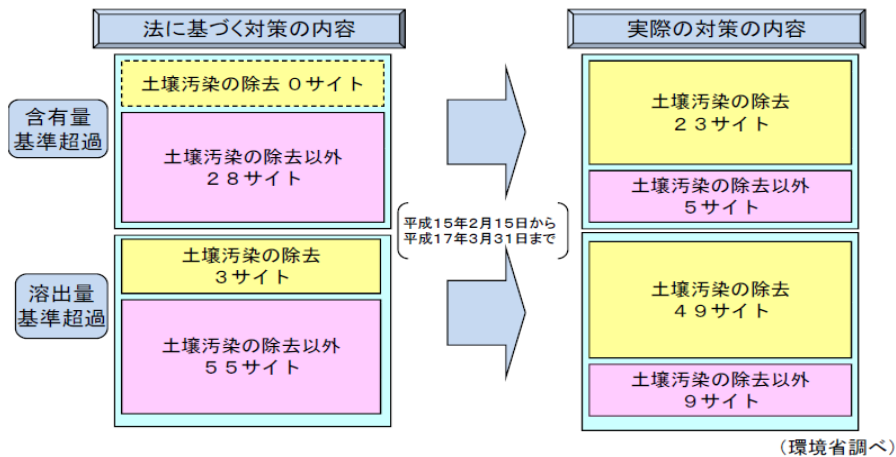
土壌汚染判明の契機(平成18年度)



21

## (2) 汚染土壌の掘削除去の偏重①

指定区域で行われた対策(H15.2.15~H17.3.31)



22

## (2) 汚染土壌掘削除去の偏重②

現実には、土壌汚染の対策として掘削除去が行われることが多いが、現行土壌汚染対策法では、必ずしも掘削除去まで求めているわけではない。

土壌汚染対策法の考え方

健康リスク管理  
摂取経路の遮断が基本

土壌の直接摂取の観点

含有量基準超過、かつ、その土地が一般の人が立ち入ることができる状態となっている場合。

盛土等

※ 乳幼児の砂場等の土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより盛土等の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には「掘削除去」が求められる。

地下水の飲用等の観点

溶出量基準超過、かつ、周辺の地下水が飲用に利用されている等の状況にある場合

地下水が汚染されていない場合はモニタリング  
地下水が汚染されている場合は、封じ込め又は土壌汚染の除去(掘削除去又は原位置浄化)が原則

23

## (3) 汚染土壌の不適切な処理

①六価クロム汚染残土放置  
(平成18年7月、東京都)

残土置き場の残土から環境基準を超える六価クロムが検出。行政の対策要請にもかかわらず1年以上放置。現在は、土地売買当事者とは別の購入者(汚染を承知済の購入者)による汚染土壌の処理を実施した。



②水銀汚染土壌不適正処理  
(平成18年11月、埼玉県)

埼玉県の体温計製造工場の敷地からの水銀による汚染土壌が、計画では不溶化処理後に管理型処分場に運搬されることになっていたが、計画とは異なる千葉県某市で、不溶化処理が行われていた。千葉県某市及び埼玉県の指導により、汚染土壌は発生場所に戻され、その後、適正に処理された。



③ひ素汚染残土のたい積  
(平成18年10月、千葉県)

残土の一時堆積場所に県外のマンション建設現場から持ち込まれた土砂の一部について、環境基準を超えるひ素が検出。



環境省中央環境審議会土壌農業部会  
土壌制度小委員会(第1回)資料から抜粋

環境負荷の拡大

24

- (1) 自主調査による汚染発見の増加
- (2) 汚染土壌の掘削除去の偏重
- (3) 汚染土壌の不適切な処理



## 土壌汚染対策法の改正

25

### 本日の説明内容

- I 改正土壌汚染対策法のポイント
- II 現行の土壌汚染対策法と改正の背景
- III 主な改正点
- IV 県生活環境の保全等に関する条例について

26

### Ⅲ 主な改正点

Ⅲ一1 土壤汚染を把握するための制度を拡充

Ⅲ一2 規制対象区域の分類により講ずべき措置内容を明確化

Ⅲ一3 調査から指定までのまとめ

Ⅲ一4 搬出土壤の適正処理の確保

27

### (再掲)改正土壤汚染対策法のポイント

#### 目的

- ・土壤汚染情報を把握し共有すること
- ・汚染土壤の掘削除去による移動を規制し、法の下で管理すること

#### 現状の問題

(1) 自主調査による汚染発見の増加



#### 改正点

土壤の汚染を把握するための制度を拡充

(2) 汚染土壤の掘削除去の偏重



規制対象区域の分類により講ずべき措置内容を明確化

(3) 汚染土壤の不適切な処理



搬出土壤の適正処理の確保

28

### Ⅲ-1 土壤汚染を把握するための制度を拡充

- (1) 調査契機の拡大
- (2) 調査義務特例の削除
- (3) 土壤調査対象物質の拡大
- (4) 土地所有者等の申請による区域の指定
- (5) 土壤汚染状況調査

29

#### (1) 調査契機の拡大①

現行法(調査契機)

有害物質使用特定施設の使用の  
廃止時(法第3条)

土壤汚染により健康被害が生ず  
るおそれがあると県知事等が認  
めるとき(法第4条)

改正法(調査契機)

有害物質使用特定施設の使用の  
廃止時(法第3条)

**3,000㎡以上の土地の形質変更  
の届出の際、土壤汚染のおそれ  
があると県知事等が認めるとき  
(法第4条)**

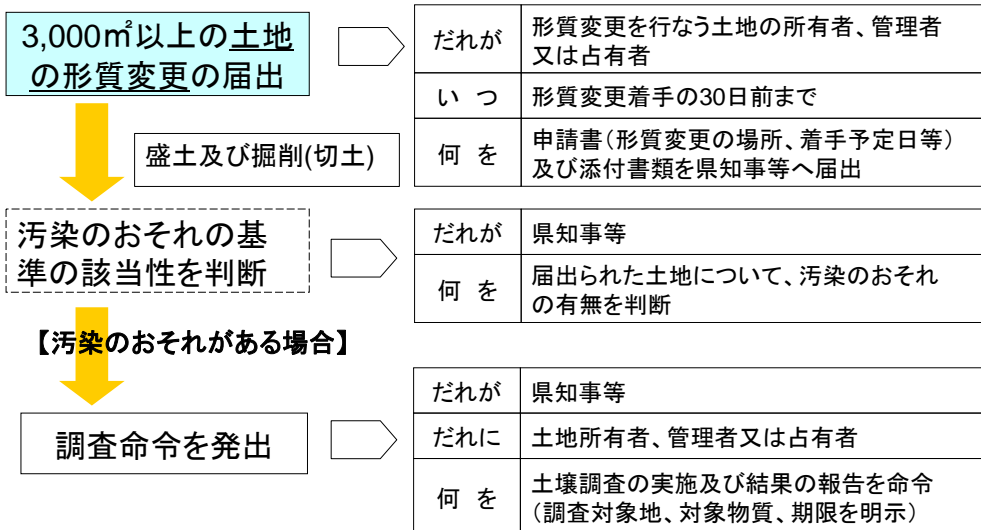
土壤汚染により健康被害が生ず  
るおそれがあると県知事等が認  
めるとき(法第5条)

追加

- ・3,000㎡以上の土地の形質変更時における届出義務
- ・届出られた土地に土壤汚染のおそれがある場合の調査命令

30

### (1) 調査契機の拡大②(調査命令までの流れ)



31

### (1) 調査契機の拡大③

#### (土地形質変更時の届出開始時期)

3,000㎡以上の土地の形質変更の届出(法第4条第1項)

→ 形質変更に着手する30日前までに届出

改正法施行直後の形質変更は？

附則第3条

この法律の施行の日(平成22年4月1日)から起算して30日を経過する日以後に土地の形質の変更に着手する者について適用する。

平成22年5月1日以降、  
土地の形質変更に着手する場合届出が必要

32

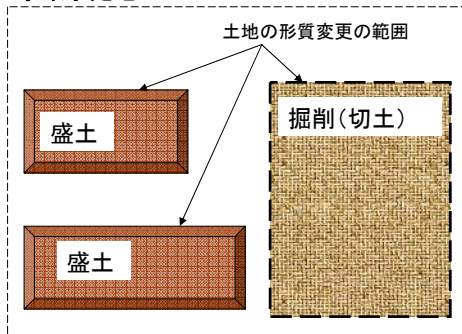


## (1) 調査契機の拡大④

### ○届出の対象となる形質変更

事業予定地の盛土と掘削範囲の合計面積が3,000㎡以上の場合

#### 事業予定地



#### ※届出対象外の行為

以下の ① ~ ④ いずれかに該当する場合

##### ① 次の3点全てに該当する場合

- ・形質変更区域外へ土壌搬出がない
- ・形質変更に伴い、周辺への土壌の飛散・流出がない
- ・形質変更の深さが50cm未満

##### ② 営農行為であり、形質変更区域外への土壌搬出がない

##### ③ 林業のための作業路網の整備であり、形質変更区域外への土壌搬出がない

##### ④ 鉱山関係の土地における形質変更

33

## (1) 調査契機の拡大⑤

### ○汚染のおそれを判断する土地の基準

- ① 特定有害物質による汚染が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地  
→ (例) 調査実施済で、基準不適合が明らかな土地(法又は自主調査)
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地  
→ (例) 過去に水質汚濁防止法特定施設が設置されていた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地(環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合を除く)  
→ (例) ガソリンスタンド
- ⑤ その他、②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる土地  
→ (例) 鉱山関係の土地(鉱業権消失5年、鉱山保安法の管理を離れたもの)

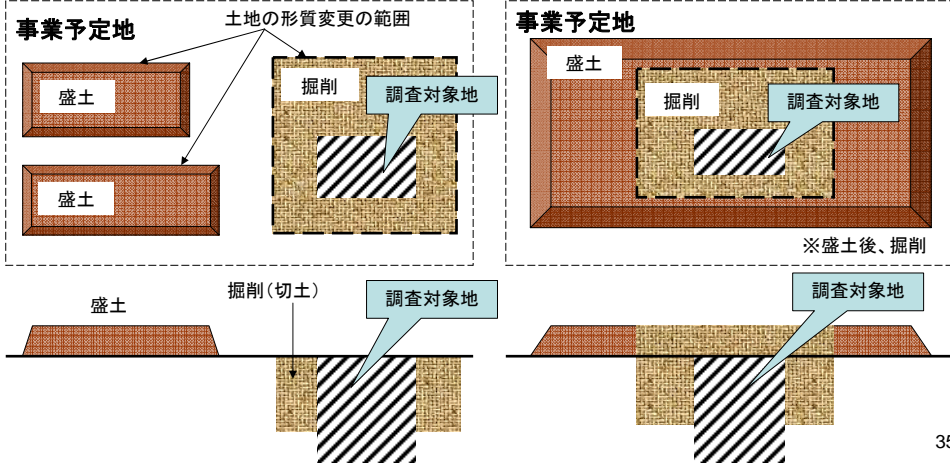
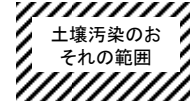
環境省の施行通知により例示される

34

## (1) 調査契機の拡大⑥

○【法第4条】調査における調査対象地

○土地の形質変更をしようとする場所のうち、  
掘削する場所で、土壤汚染のおそれがある範囲



35

## (2) 調査義務の拡大

調査義務特例の削除(有害物質使用特定施設廃止時)

改正前

工場又は事業場の敷地であった土地の面積が300㎡以下かつ、周辺の地下水で飲用の利用がない場合  
(施行規則附則第2条)

→ 土壤ガス調査及び土壤溶出量調査の実施は不要

(現行)  
小規模なクリーニング店  
等は調査不要

法改正後、本規定は削除

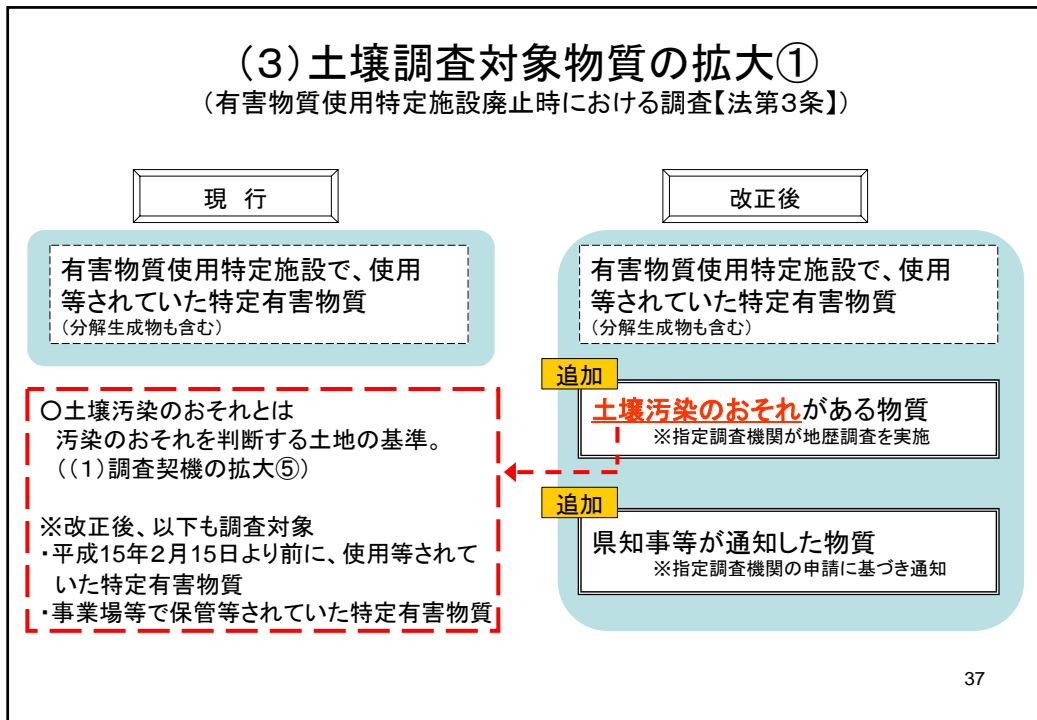
改正後

法改正後、土壤調査を実施しなければならない。

(改正後)  
小規模なクリーニング店 等も  
調査が必要

36

### (3) 土壌調査対象物質の拡大① (有害物質使用特定施設廃止時における調査【法第3条】)



37

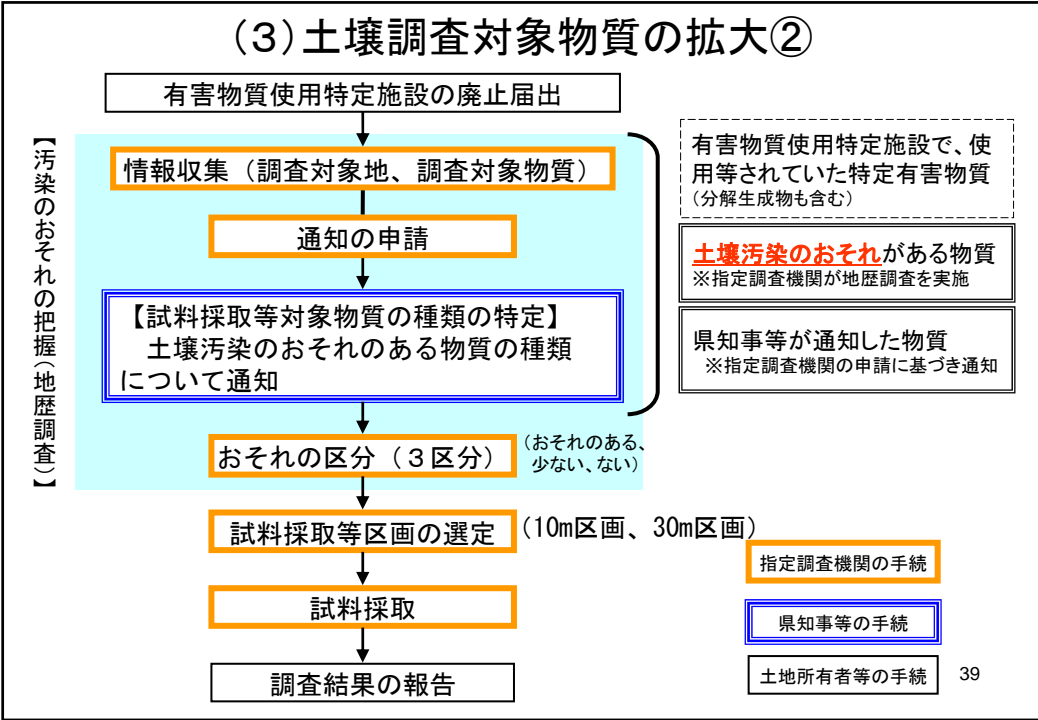
### (再掲)(1) 調査契機の拡大⑤

○汚染のおそれを判断する土地の基準

- ① 特定有害物質による汚染が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地  
→ (例) 調査実施済で、基準不適合が明らかな土地(法又は自主調査)
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地  
→ (例) 過去に水質汚濁防止法特定施設が設置されていた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地(環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合を除く)  
→ (例) ガソリンスタンド
- ⑤ その他、②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる土地  
→ (例) 鉱山関係の土地(鉱業権消失5年、鉱山保安法の管理を離れたもの)

環境省の施行通知により例示される

38



### (参考) 調査義務の猶予(現行)

**【法第3条】 調査義務の猶予**

土地の利用方法から、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の**県知事等の確認**を受けた場合

(例)

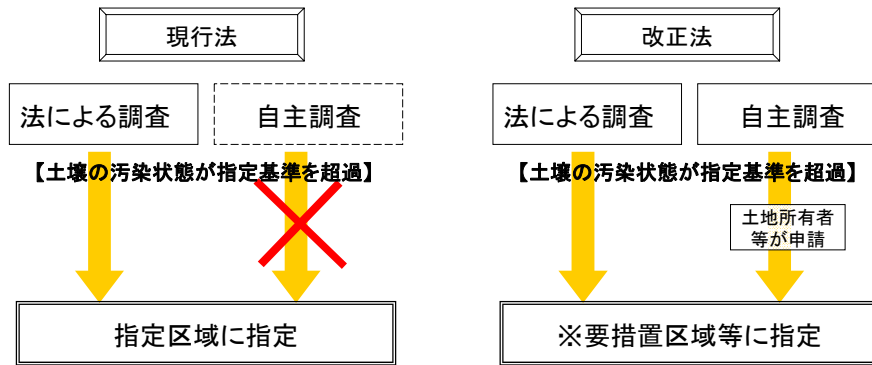
- ・その土地が一般の人が立ち入らない工場・事業場の敷地として利用される場合
- ・その土地が従来と同じ工場・事業場の敷地として引き続き利用される場合
- ・小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と事業主の住居が同一である又は近接しており、かつ、事業主がその住居に居住し続ける場合

(注) 確認を受けた土地の利用方法を変更する場合

- ・県知事等へ土地利用方法の変更届出
- ・確認が取り消された場合、調査の義務が発生

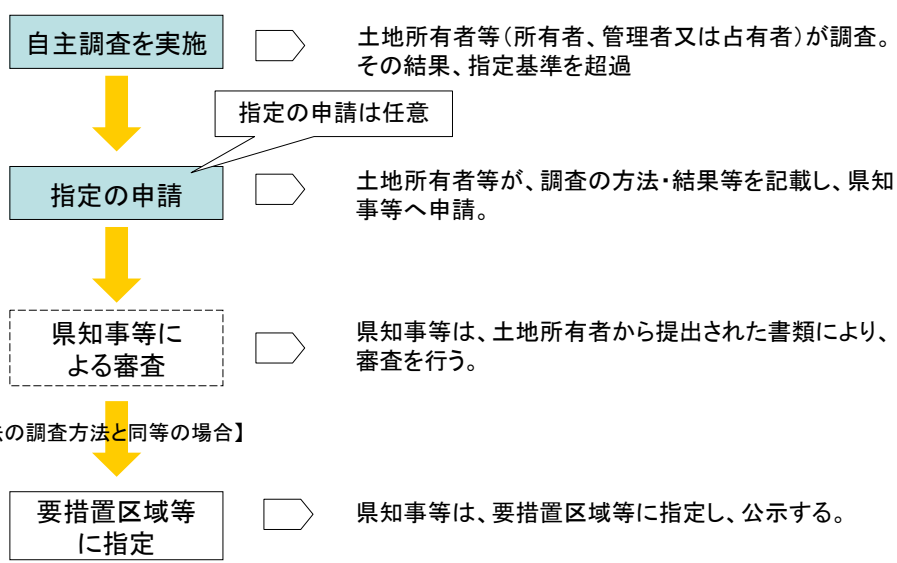
40

### (4) 土地所有者等の申請による区域指定①



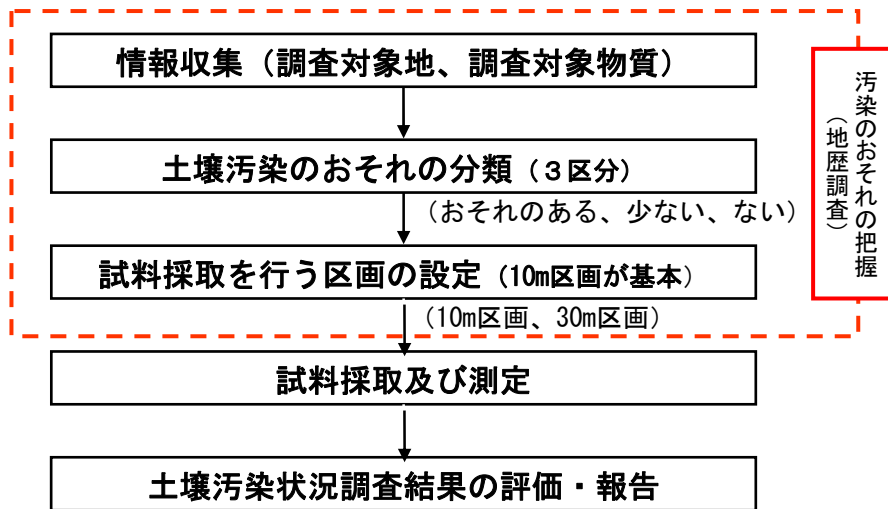
自主調査で汚染が判明した場合も土地所有者等の申請により区域指定

### (4) 土地所有者等の申請による区域指定②



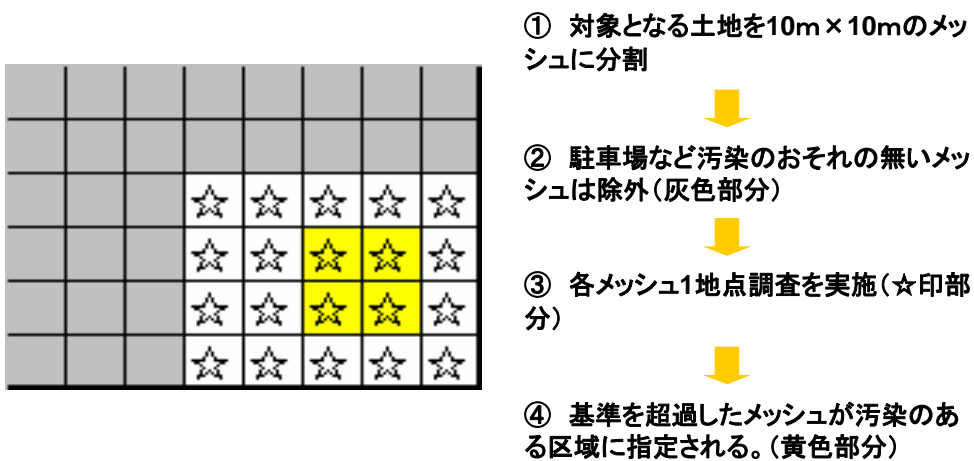
### (5) 土壌汚染状況調査①

○ 環境大臣が指定した指定調査機関が実施



43

### (5) 土壌汚染状況調査②



44

### (5) 土壌汚染状況調査③

#### ○調査に必要な費用

- 資料等調査費(土地利用履歴調査)
- 概況調査費(表層調査)
  - ・測量、採取、分析 等
- 詳細調査費(ボーリング調査)
  - ※概況調査で検出された場合等を実施
- その他費用
  - ・人件費、交通費、機械工作費 等

#### 調査区分

(社)土壌環境センター  
ホームページより

※敷地の面積、場所及び形状、被覆物の状況により費用は大きく異なる。

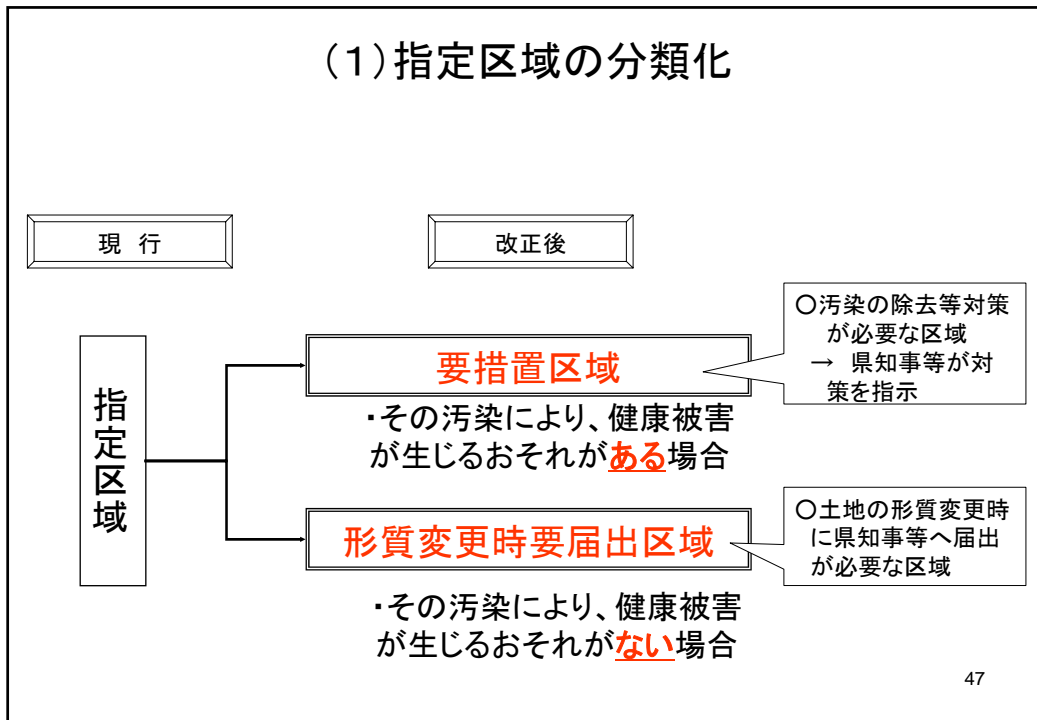
45

### Ⅲ-2 規制対象区域の分類により講ずべき措置内容を明確化

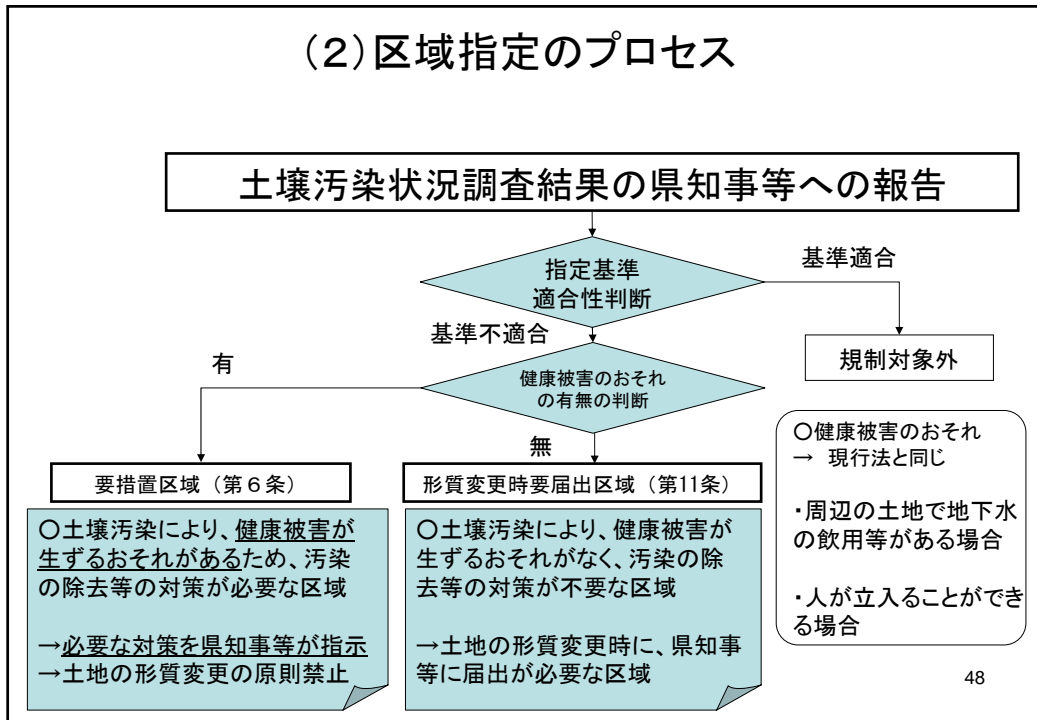
- (1) 指定区域の分類化
- (2) 指定のプロセス
- (3) 指示措置の例
- (4) 解除のプロセス

46

## (1) 指定区域の分類化



## (2) 区域指定のプロセス

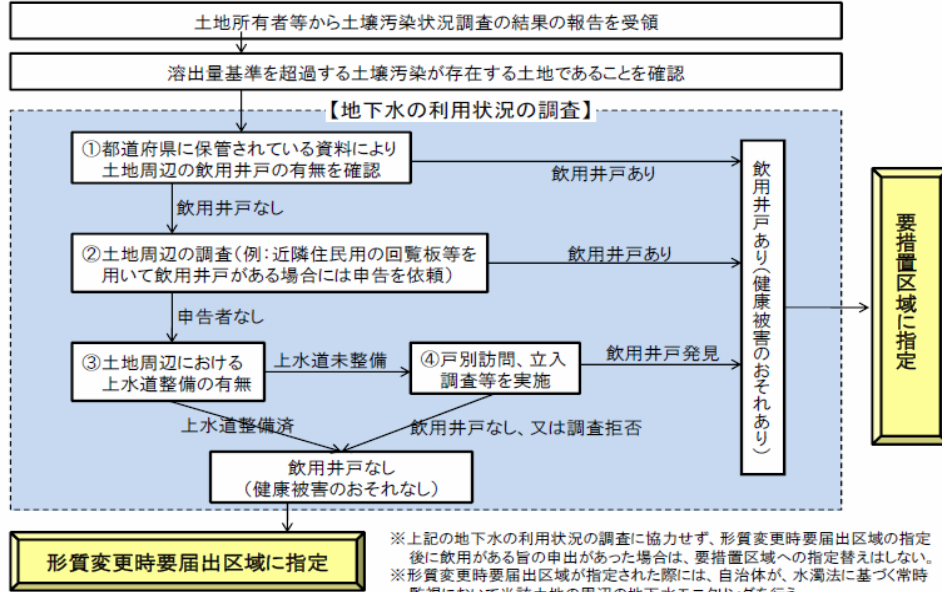




## (2) 区域指定のプロセス②(地下水摂取の観点から)

<都道府県の事務>

(環境省作成)



## (2) 区域指定のプロセス③

○「要措置区域等」

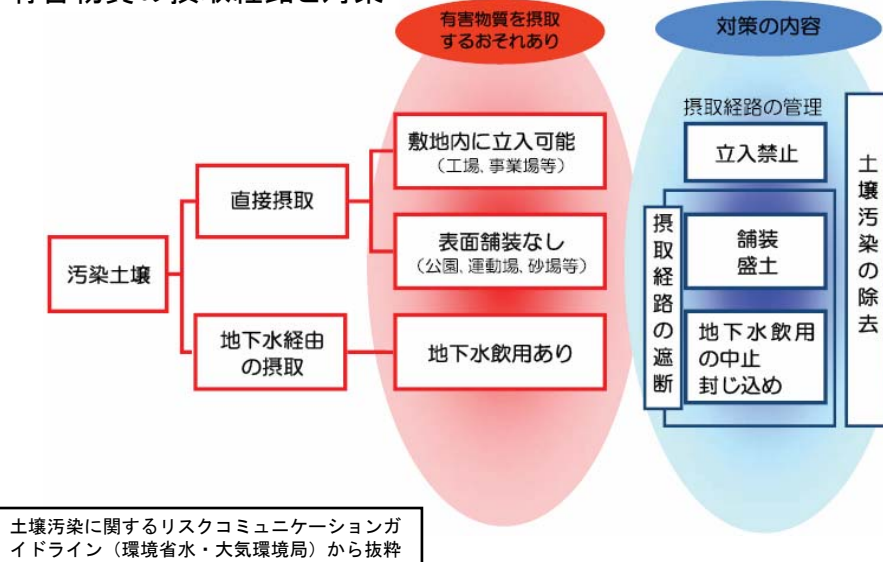
→ 「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」のこと

○形質変更時要届出区域において届出が必要な行為

- ・深さが3m以上の土地の形質変更
- ・形質変更を行う土地の面積が10㎡以上で、かつその深さが50cm以上であること 等

### (3) 指示措置の例①

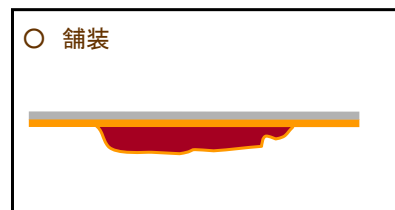
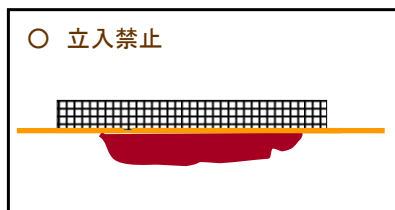
#### 有害物質の摂取経路と対策



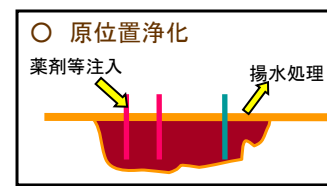
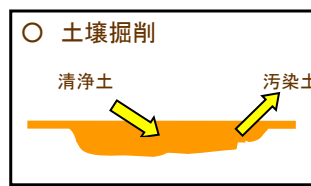
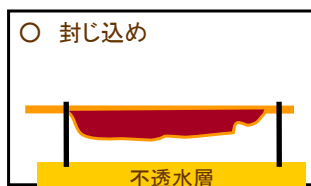
51

### (3) 指示措置の例②

#### (1) 直接摂取のリスクに対する措置の例



#### (2) 直接摂取及び地下水摂取両方のリスクに対する措置の例



52

### (3) 指示措置の例③

環境省作成

- 基本的には、現行規則において土地の汚染状態ごとに定められている「原則として講ずべき措置」を、改正後の「指示措置」とする(ただし、「原位置封じ込め」については、土地に存する地層により適用ができない場合があるので、その場合には「遮水工封じ込め」を指示措置とすることとする。)
- 操業中の工場など土壌の掘削を伴う封じ込め措置が困難な場合への対応として、汚染地下水の揚水とモニタリングにより敷地外への汚染地下水の拡大を防止する措置を、新たに汚染の除去等の措置として位置づける。

#### ①土壌含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合

	現行(【 】内は該当条項号)	改正案	
		指示措置	同等の措置
砂場等	汚染の除去。【27①一】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は土壌入替え。【27③】	汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地	土壌入替え。【27①二】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去。【27③】	土壌入替え	舗装、立入禁止、汚染の除去
上記以外	盛土。【27①三】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は土壌入替え。【27③】	盛土	舗装、立入禁止、土壌入替え、汚染の除去

### (3) 指示措置の例④

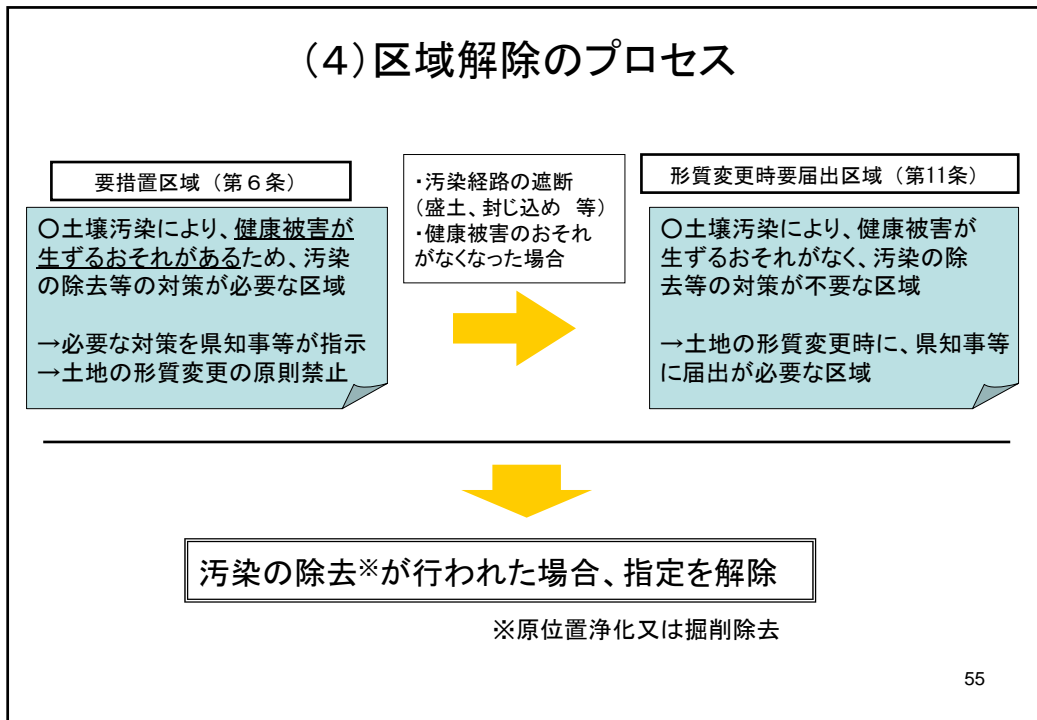
環境省作成

#### ②土壌溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合

	現行(【 】内は該当条項号)	改正案	
		指示措置	同等の措置
地下水汚染なし	地下水モニタリング。 ただし、所有者&原因者が求めたときは、以下に定める措置。【23】	地下水モニタリング	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、汚染土壌の除去、地下水汚染の拡大の防止
I種有害物質	第二溶出量基準不適合	汚染の除去。【24①一】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)※
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【24①二】 ただし、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は遮水工封じ込め。【24②二】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)
II種有害物質	第二溶出量基準不適合	不溶化して原位置封じ込め。【25①】 ただし、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化して遮水工封じ込め。【25③】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)※
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【25①】 ただし、所有者が求めたときは、不溶化。【25②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、遮水工封じ込め。【25③】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)
III種有害物質	第二溶出量基準不適合	汚染の除去又は遮断工封じ込め。【26①一】	遮断工封じ込め
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【26①二】 ただし、所有者又は原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、遮水工封じ込め。【26②】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)

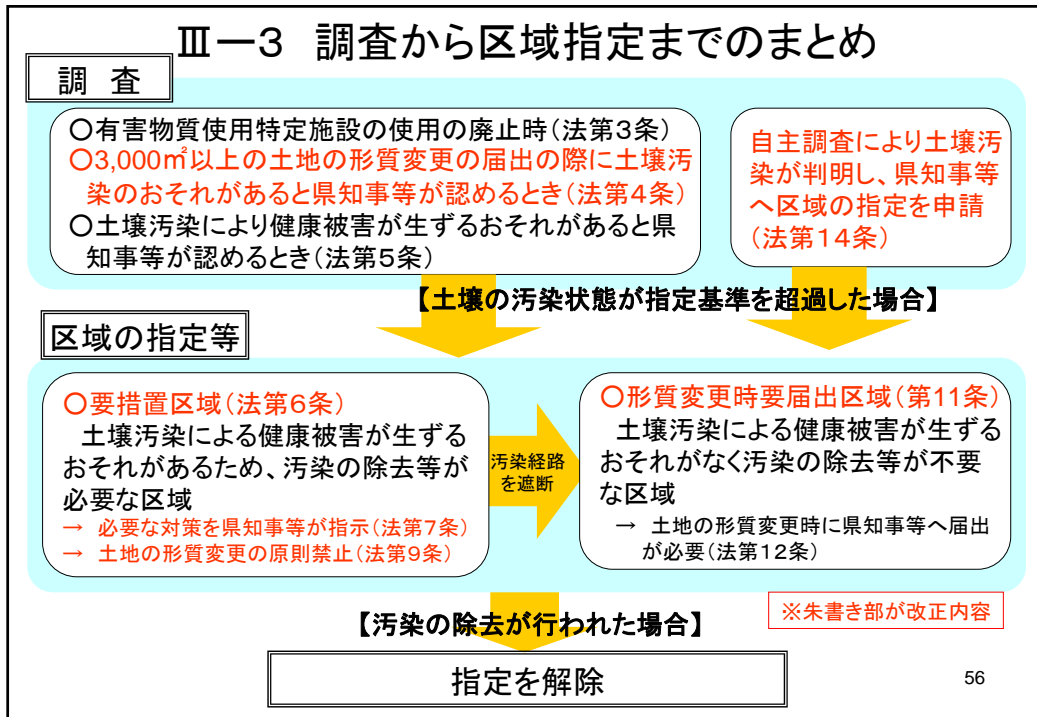
※ 第二溶出量基準不適合の土地について遮水工封じ込め又は原位置封じ込めを行う場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合させた上で行う必要がある。

## (4) 区域解除のプロセス



55

## Ⅲ-3 調査から区域指定までのまとめ



56

### Ⅲ-4 搬出土壤の適正処理の確保

(1) 汚染土壤の搬出時における規制

(2) 搬出土壤処理業者(許可制度の新設)

(3) 搬出土壤に関する管理票の交付・保存の義務

57

#### (1) 汚染土壤の搬出時における規制①

- ・運搬の基準に従い搬出
- ・搬出土壤は、汚染土壤処理業者へ処理を委託

汚染土壤搬出時の届出

だれが	要措置区域内の土壤を、当該区域外へ搬出しようとする者
いつ	搬出に着手する14日前まで
何を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県知事等に、汚染状態、運搬方法、搬出先の汚染土壤処理施設等を記載し届出</li> <li>・要措置区域等の図面、汚染土壤処理業の許可証の写し等を添付</li> </ul>

計画が運搬基準等に違反している場合、計画変更命令が発出

基準に従い土壤を搬出

○運搬基準

- ① 特定有害物質の飛散等の防止措置
- ② 汚染土壤を運搬している旨の表示
- ③ 混載等の禁止
- ④ 積替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定
- ⑤ 管理票に関する規定する等

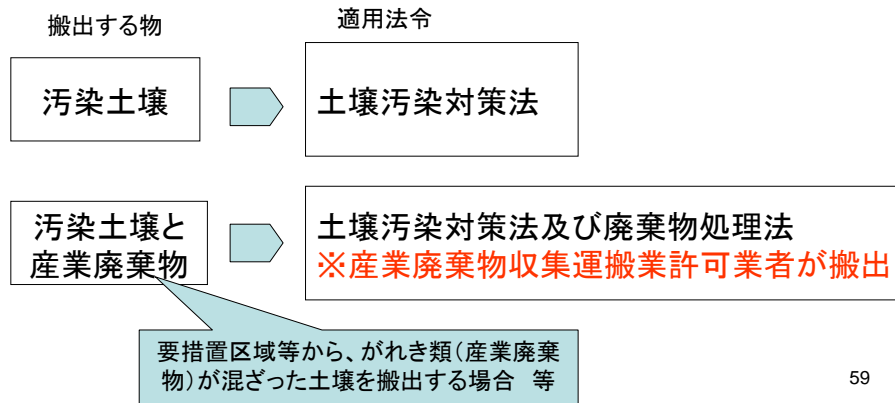
不適切な運搬、汚染土壤処理業者に処理を委託しなかった場合、措置命令が発出

58

## (1) 汚染土壌の搬出時における規制②

・要措置区域等外への汚染土壌の搬出は事前届出制  
 ※廃棄物処理法のような収集運搬業の許可制度はない

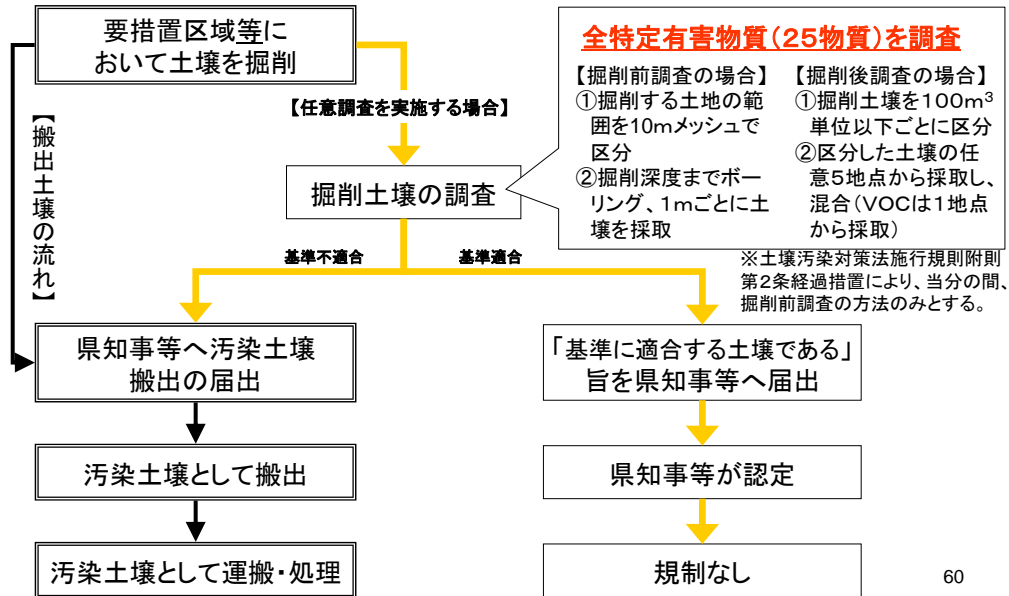
ただし、



59

## (1) 汚染土壌の搬出時における規制③

(搬出する土壌の任意調査制度)



60

## (2) 汚染土壌処理業者(許可制度の新設)①

【許可の対象の汚染土壌処理施設】



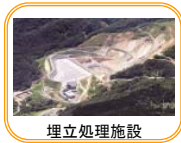
浄化等処理施設

汚染土壌について、浄化(抽出又は分解)、溶融(加熱)又は不溶化(薬剤の注入等)を行うための施設



セメント製造施設

汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設



埋立処理施設

汚染土壌の埋立てを行うための施設



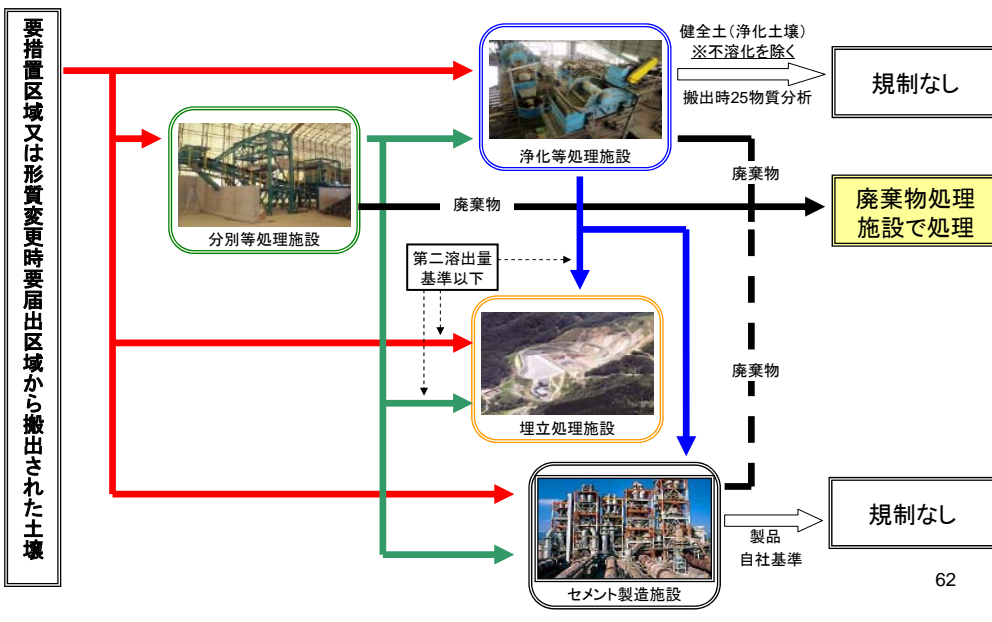
分別等処理施設

汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設

61

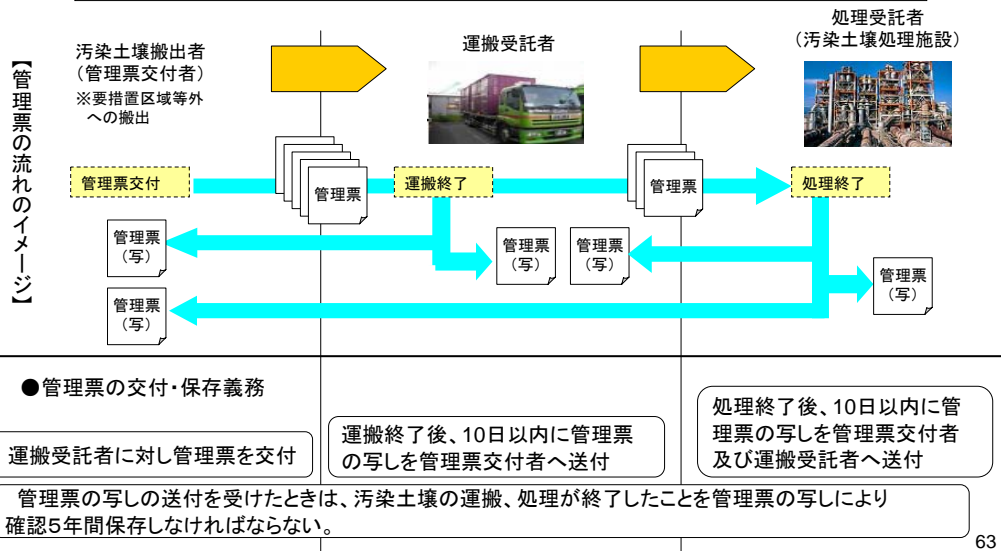
## (2) 汚染土壌処理業者(許可制度の新設)②

(汚染土壌の処理の内容)



### (3) 搬出土壤に関する管理票の交付・保存の義務①

- ・管理票を交付し、汚染土壤の適正処理を確認
- ・管理票写し保管



### 本日の説明内容

#### I 改正土壤汚染対策法のポイント

#### II 現行の土壤汚染対策法と改正の背景

#### III 主な改正点

#### IV 県生活環境の保全等に関する条例について



## IV 県生活環境の保全等に関する条例について

### IV-1 県条例による責務

### IV-2 土壌調査結果の取り扱い

### IV-3 地下水環境基準項目の追加

65

### IV-1 県条例による責務

#### ○ 調査義務(県条例第74条)

一定規模以上の有害物質使用特定施設の設置者に対して5年に1回以上、かつ、土地の大規模な変更を行う場合の土壌の調査義務(地下水の場合、1年1回以上)

#### ○ 報告義務(県条例第75条)

土壌汚染(地下水汚染)を把握した者(義務によらない自主調査も含む)に対する報告義務

県が土壌汚染を把握することにより、事業者による自主的な浄化対策を促す。

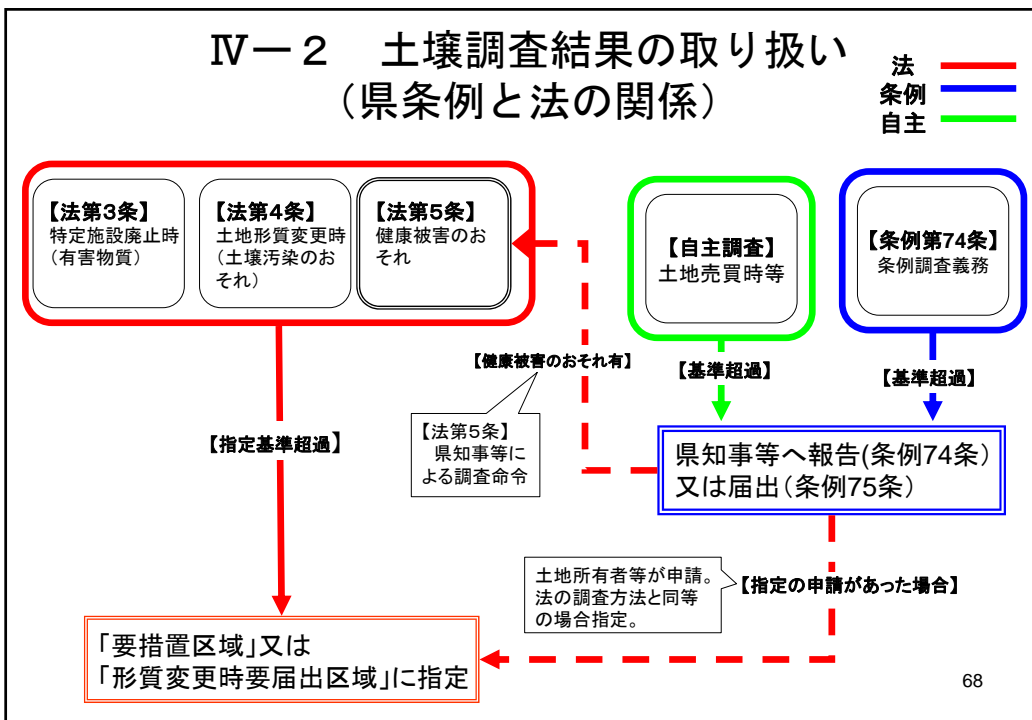
66

## (参考) 県条例による土壌（地下水汚染）の調査義務 一定規模以上とは？

- ①有害物質を製造する事業場
- ②水質汚濁防止法の特設施設（71の4、74）であって、1日あたりの平均的な排出量が50m<sup>3</sup>以上の事業場
- ③有害物質（土壌汚染対策法第二種+アンモニアの12物質）を使用、保管する事業場のうち、1日あたりの平均的な排出量が50m<sup>3</sup>以上、または、1年間の使用量もしくは保管量が一定量以上の事業場
- ④有害物質（土壌汚染対策法第一種及び第三種の14物質）を使用、保管する事業場のうち、1年間の使用量もしくは保管量が一定量以上の事業場

67

## IV-2 土壌調査結果の取り扱い (県条例と法の関係)



### IV-3 地下水環境基準項目

平成21年11月30日付け環境省告示第79号により地下水環境基準に以下の項目が追加

- 1, 2-ジクロロエチレン (環境基準値 0.04mg/L)  
(シス体とトランス対を合わせて、ひとつの環境基準項目とした。)
- 塩化ビニルモノマー (環境基準値 0.002mg/L)
- 1, 4-ジオキサン (環境基準値 0.05mg/L)

【県条例第75条報告義務の対象物質にする予定】

#### ○ 報告義務(県条例第75条)

地下水汚染を把握した者(義務によらない自主調査も含む)に対する報告義務

※調査義務(県条例第74条)の対象物質にする予定はないが、塩化ビニルモノマー及び1, 2-ジクロロエチレンはテトラクロロエチレン等の分解物質であるため、調査することがのぞましい。

69

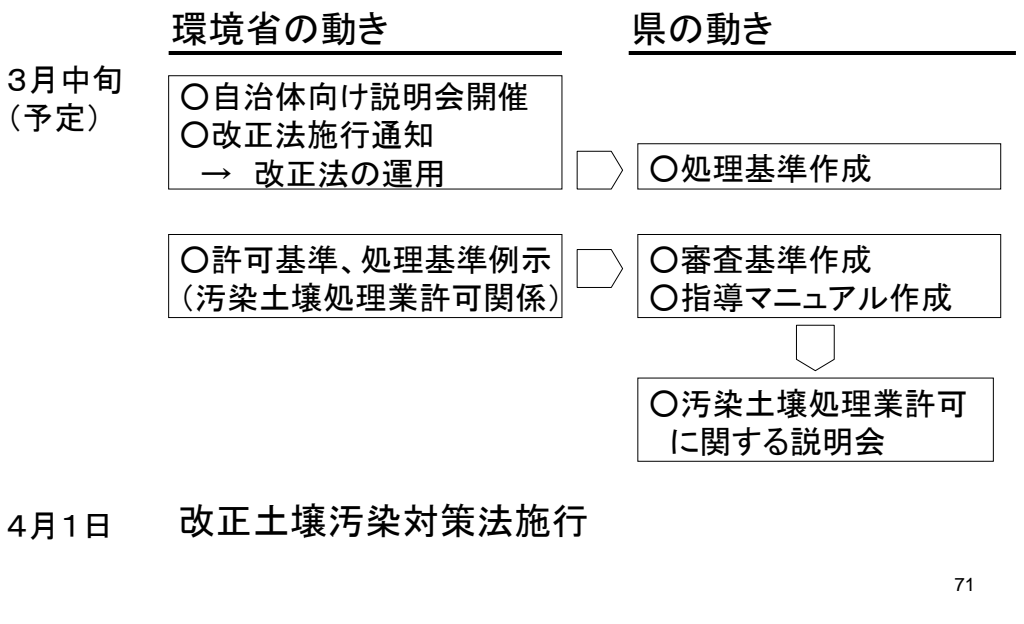
## 土壤汚染が生じた場合は、まず 行政機関に相談してください

土壤汚染対策法、県条例(土壤・地下水)の事務

- 新潟市 = 市環境対策課
- 長岡市 = 市環境政策課
- 上越市 = 市環境企画課
- 上記以外の市町村  
= 県地域振興局健康福祉環境部環境センター

70

## 今後の予定



71

○改正土壌汚染対策法に関する情報は県HP「環境にいがた(土壌地下水汚染対策)」にて提供いたします。

(3月中旬開設)

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1204650952452.html>

○改正法に関する質問は、メールにて受け付けます。

いただいた質問は、上記の県HPにてQ&Aとして掲載いたします。

メールアドレス

[ngt030160@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt030160@pref.niigata.lg.jp)

※件名には必ず、「土壌汚染対策法に関する質問」である旨、明記願います。

72